第二百十七条の二の表第九十六条第二項の項中「第二百九十一条の六第五項」の下に「において準用する同法第七十四条の二第十項」を加え、同表第九十七条第一項の項中「第二百九十一条の六第五項」の下に「において準用する同法第七十四条第五項」を加える。

第二百十九条を削り、第三編第四章中第二百十九条の二を第二百十九条とする。

第三編第五章を削る。

第二百十九条の五中「第二編第五章」を「前編第五章」に、「これを」を「ついて」に改め、第三編第四章中同条を第二百二十二条とし、第二百十九条の四を第二百二十一条とし、第二百十九条の三を第二百二十条とする。

第四編中第二百二十五条を第二百二十三条とする。

第二百二十六条中「第九十一条第二項」の下に「及び第四項」を加え、同条を第二百二十四条とする。

別表第一地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令（昭和三十一年政令第二百二十一号）の項中「及び第十三条の二」を削る。

第二条　最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和二十三年政令第百二十二号）の一部を次のように改正する。

第三十五条中「及び第五十五条」及び「これを」を削る。

（地方財政法施行令の一部改正）

第三条　地方財政法施行令（昭和二十三年政令第二百六十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「若しくは地方開発事業団で都道府県等若しくは都道府県等及び市町村（指定都市を除き、特別区を含む。次号において同じ。）が設けるもの」を削り、同項第二号中「市町村又は」を「市町村（指定都市を除き、特別区を含む。以下この号において同じ。）又は」に改め、「若しくは地方開発事業団で市町村のみが設けるもの」を削る。

第十一条第三号中「又は当該地方公共団体が設置団体である地方開発事業団」及び「又は地方開発事業団」を削る。

第十五条の見出し中「又は地方開発事業団」を削り、同条第二項を削り、同条第三項中「前二項」を「前項」に改め、「又は地方開発事業団」を削り、同項を同条第二項とする。

（土地改良法施行令の一部改正）

第四条　土地改良法施行令（昭和二十四年政令第二百九十五号）の一部を次のように改正する。

第七十五条第一項中「、全部事務組合又は役場事務組合のある地にあつては組合又は組合の管理者に」を削る。

（漁業法施行令の一部改正）

第五条　漁業法施行令（昭和二十五年政令第三十号）の一部を次のように改正する。

第四条中「、全部事務組合又は役場事務組合のある地にあつては組合に」を削る。

（相続税法施行令の一部改正）

第六条　相続税法施行令（昭和二十五年政令第七十一号）の一部を次のように改正する。

第三条第十号中「、特別区及び全部事務組合」を「及び特別区」に改める。

（公職選挙法施行令の一部改正）

第七条　公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「第九十一条第五項」を「第九十一条第三項」に改める。

第百三十九条中「（全部事務組合を除く。）」を削り、「第二十二条」を「法第二十二条」に、「第二十三条第一項」を「法第二十三条第一項」に、「第二十六条」を「法第二十六条」に改め、同条後段を削る。

第百四十条第二項を削る。

（農業委員会等に関する法律施行令の一部改正）

第八条　農業委員会等に関する法律施行令（昭和二十六年政令第七十八号）の一部を次のように改正する。

第六条中「並びに第六十一条第四項」を「及び第六十一条第四項」に、「並びに第百四十五条」を「及び第百四十五条」に、「第九十一条第五項」を「第九十一条第三項」に改める。

第十三条第一項中「特別区に、全部事務組合又は役場事務組合のある地にあつては組合」を「、特別区」に改める。

（納税貯蓄組合法施行令の一部改正）

第九条　納税貯蓄組合法施行令（昭和二十六年政令第九十九号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「及び全部事務組合」を削る。

（地方公営企業法施行令の一部改正）

第十条　地方公営企業法施行令（昭和二十七年政令第四百三号）の一部を次のように改正する。

第二十六条の七を削る。

（農地法施行令の一部改正）

第十一条　農地法施行令（昭和二十七年政令第四百四十五号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項第一号ロ中「及び地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百九十八条第一項の規定による地方開発事業団」を削る。

第四十一条中「、全部事務組合又は役場事務組合のある地にあつては組合又は組合管理者」を削る。

第四十二条第一項中「地方自治法」の下に「（昭和二十二年法律第六十七号）」を加える。

（地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令の一部改正）

第十二条　地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令（昭和三十一年政令第二百二十一号）の一部を次のように改正する。

第十一条中「（同法第二百九十一条の十五第四項において準用する場合を含む。）」を削り、同条ただし書中「すべて」を「全て」に改める。

第十三条中「第十四条及び」を「次条第二項及び」に改め、「又は役場事務組合」及び「又は第二百九十一条の十五第二項」を削る。

第十三条の二を削る。

第十四条第一項中「のうち一部事務組合又は広域連合であるもの」を削る。

第十四条の二第一項中「のうち一部事務組合又は広域連合であるもの」を削り、同条第二項中「又は教育組合のうち」の下に「地方自治法第二百八十四条第一項の」を加え、「第八十六条第四項」を「第八十六条第四項前段」に、「同項」を「同項前段」に改め、「この場合において」の下に「、第七十四条第六項第一号中「に係る」とあるのは「の加入する地方公共団体の組合に係る」と、「の他の市町村の区域内」とあるのは「の他の市町村の区域内（当該組合が広域連合である場合にあつては、当該広域連合の区域内に限る。以下この号において同じ。）」と、同項第三号中「普通地方公共団体（当該普通地方公共団体が、都道府県である場合には当該都道府県」とあるのは「地方公共団体の組合（当該組合」と、「（以下この号において「指定都市」という。）の区を含み、指定都市である場合には当該市の区を含む」とあるのは「の区を含む」と」を加え、「とあるのは、」を「とあるのは」に改め、同条第三項中「第八十六条第四項」を「第八十六条第四項前段」に、「同項」を「同項前段」に、「とあるのは、」を「とあるのは」に改め、「除く。）」と」の下に「、準用する。」とあるのは「準用する。この場合において、第七十四条第六項第一号中「に係る」とあるのは「の加入する一部事務組合に係る」と、同項第三号中「普通地方公共団体（当該普通地方公共団体が、都道府県である場合には当該都道府県」とあるのは「一部事務組合」と、「（以下この号において「指定都市」という。）の区を含み、指定都市である場合には当該市の区を含む。）」とあるのは「の区」と読み替えるものとする。」と」を加え、同条第四項及び第五項中「のうち一部事務組合又は広域連合であるもの」を削る。

第二十五条中「及び第十三条の二」を削る。